

# 東松山市新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成26年12月

東松山市



# 目次

第1章 はじめに.....	1
1 策定の背景.....	1
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画の作成.....	2
3 行動計画の対象.....	3
第2章 対策の基本的方針.....	4
1 目的及び基本的な方針.....	4
2 対策の基本的な考え方.....	6
(1) 対策の選択的实施.....	6
(2) 段階による対策.....	6
(3) 社会全体での取り組み.....	7
3 対策実施上の留意点.....	8
(1) 基本的人権の尊重.....	8
(2) 危機管理としての特措法の性格.....	8
(3) 関係機関相互の連携協力の確保.....	8
(4) 記録の作成・保存.....	9
4 発生時の被害想定について.....	10
5 発生時の社会への影響について.....	11
6 対策推進のための役割分担.....	12
7 発生段階と緊急事態宣言.....	14
(1) 国内及び地域における発生段階.....	14
(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言.....	16
8 行動計画の主要な5項目.....	17
(1) 対策を実施するための体制.....	17
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）.....	17
(3) まん延の防止に関する措置.....	18
(4) 予防接種の実施.....	18
(5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置.....	22
第3章 発生段階別の対応.....	23
1 未発生期（国内・海外未発生）.....	23
(1) 対策を実施するための体制.....	23
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）.....	23
(3) まん延の防止に関する措置.....	24

(4) 予防接種の実施 .....	24
(5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 .....	25
2 海外発生期 .....	27
(1) 対策を実施するための体制 .....	27
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民） .....	27
(3) まん延の防止に関する措置 .....	27
(4) 予防接種の実施 .....	27
(5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 .....	28
3 国内発生期 .....	29
(1) 対策を実施するための体制 .....	29
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民） .....	29
(3) まん延の防止に関する措置 .....	30
(4) 予防接種の実施 .....	30
(5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 .....	32
4 県内発生早期 .....	33
(1) 対策を実施するための体制 .....	33
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民） .....	33
(3) まん延の防止に関する措置 .....	34
(4) 予防接種の実施 .....	34
(5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 .....	35
5 県内感染拡大期 .....	37
(1) 対策を実施するための体制 .....	37
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民） .....	37
(3) まん延の防止に関する措置 .....	38
(4) 予防接種の実施 .....	38
(5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 .....	39
6 小康期 .....	42
(1) 対策を実施するための体制 .....	42
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民） .....	42
(3) まん延の防止に関する措置 .....	42
(4) 予防接種の実施 .....	42
(5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 .....	44
別表 特定接種の対象となり得る業種・職務について（県行動計画より） .....	45

# 第1章 はじめに

## 1 策定の背景

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性がある。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

国、県では、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年(2005年)11月に「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。また、平成21年(2009年)2月には国の計画が抜本的に見直され「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定、県の計画も見直された。このような中、同年4月に新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生し、WHOは同年6月に「世界的大流行」を宣言した。我が国においても、発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されている。しかし、この新型インフルエンザ(A/H1N1)の特徴は、季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応にあたり行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に合わせた柔軟な対応を行っていくこととし、数次にわたり基本的対処方針やその運用指針等が示され、県、東松山市(以下「市」という。)も、これに従い対策を講じた。

## 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画の作成

季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られたことから、国では病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるために平成24年（2012年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定、翌平成25年4月に施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様な危険性があり、社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

平成25年6月7日、国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。県は、それにあわせ、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

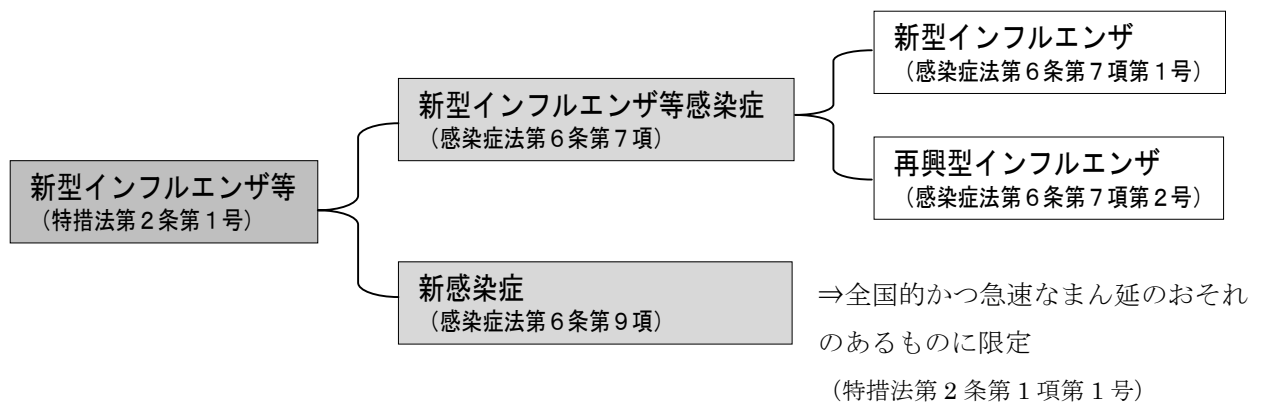
県行動計画は、埼玉県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すものである。

今回、これら国・県の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、特措法第8条第1項の規定により「東松山市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）の策定を行うこととした。

### 3 行動計画の対象

行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



## 第2章 対策の基本的方針

### 1 目的及び基本的な方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万が一国内発生すれば、健康被害が甚大となる恐れがあるだけでなく、感染拡大防止策が効果的に講じられなかった場合には、1～2か月程度の期間に集中した大流行が複数回発生し、発症者や死亡者により医療の混乱及び火葬場の処理能力を超えた遺体の発生、交通機関の麻痺など、住民の生命や健康に加えて様々な社会機能にも大きな影響を与える可能性も危惧される。

新型インフルエンザ等が発生した場合の感染源は人であり、人と人が接触することにより感染が拡大する。新型インフルエンザ等の流行期間中、必要な社会機能を維持するため、住民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう可能な限り人と人との接触の機会を少なくするなどして感染拡大を防いでいく必要がある。

平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）への対処においては、学校における臨時休業の強化、医療機関との密な連携、抗インフルエンザウイルス薬の迅速な処方、手洗い・うがいなど、基本的な公衆衛生手段の励行などにより、我が国の死亡率が他の国と比較して低い水準にとどまったと言われている。

こうした状況を踏まえて、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。



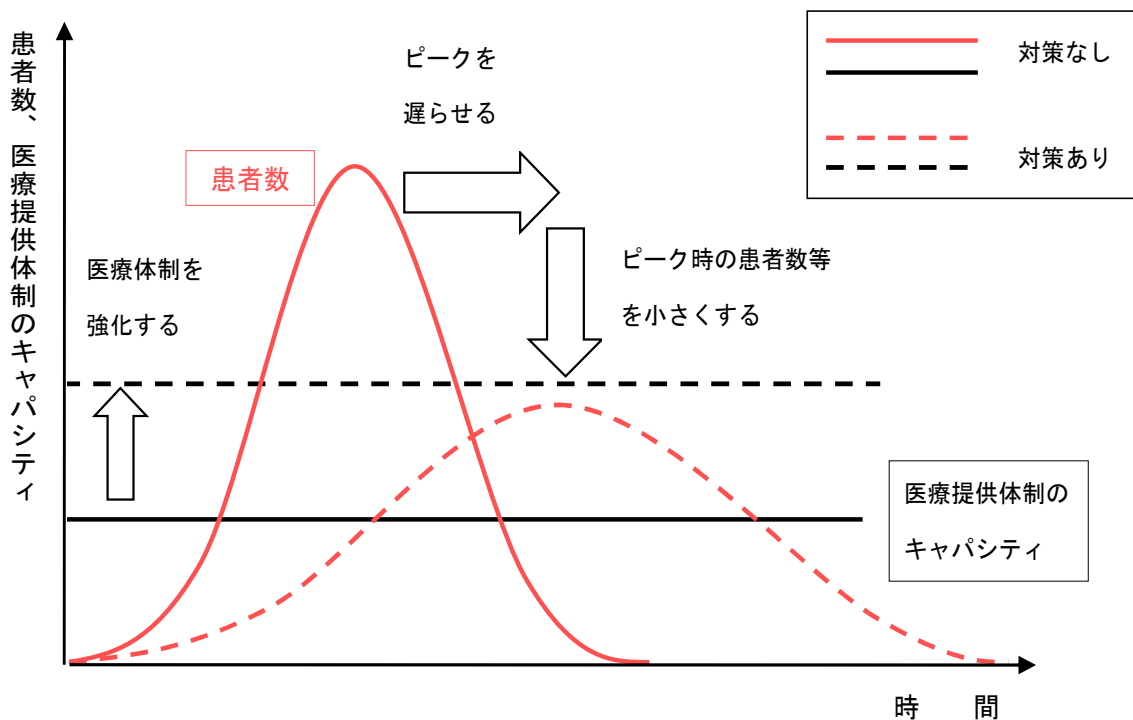
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、及び、医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ア 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- イ 事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



## 2 対策の基本的な考え方

### (1) 対策の選択的实施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。そのため、本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示すものである。

市は、新型インフルエンザ等の発生時においては、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが住民生活及び住民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

### (2) 段階による対策

#### ア 発生前の準備

発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

#### イ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階

直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。

#### ウ 県内での発生当初の段階

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討を行う。病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

#### エ 県内感染拡大期の対応

県内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。市は、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や住民生活・住民経済の維持のために最大限の努力を行う。

### (3) 社会全体での取り組み

国民の生命及び、健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行う。特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、公衆衛生対策がより重要である。

### 3 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際には特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。都道府県との連携のもと、以下の対策の実施に当たって住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- ・医療関係者への医療等の実施の要請等
- ・不要不急の外出の自粛等の要請
- ・学校、興行場等の使用等制限等の要請等
- ・臨時の医療施設の開設のための土地等の使用
- ・緊急物資の運送等
- ・特定物資の売渡しの要請等

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、緊急の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、東松山市新

型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から市対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、市対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### **（４）記録の作成・保存**

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4 発生時の被害想定について

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境など多くの要素に左右され、また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期も様々であることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

本行動計画の策定に際しては、国や県の被害想定を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を一つの例として下表のように想定した。

	東松山市		埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	約9,000人 ～約1万7,000人		約75万人 ～約140万人		約1,300万人 ～約2,500万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約300人	約1,300人	約3万人	約11万人	約53万人	約200万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約100人	約400人	約9,500人	約36,000人	約17万人	約64万人

※入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※この推計は、今後も適宜見直すことがある。

## 5 発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ア 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。
- イ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 6 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

<b>(1) 国</b>
<p>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・協力の推進に努める。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進</li> <li>・医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施</li> </ul>
<b>(2) 県</b>
<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。</p> <p>新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部等を設置</li> <li>・政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携</li> <li>・市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供</li> <li>・地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進</li> </ul>
<b>(3) 市町村</b>
<p>住民に最も近い行政単位として、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に対するワクチンの接種</li> <li>・住民の生活支援</li> <li>・要援護者への支援</li> </ul>



<p><b>(4) 医療機関</b></p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の院内感染対策、必要となる医療資器材の確保</li> <li>・ 診療継続計画の策定、地域における医療連携体制の整備</li> </ul> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、状況に応じた医療提供</li> </ul>
<p><b>(5) 指定（地方）公共機関</b></p> <p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特措法に基づき業務計画を作成</li> </ul> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や県等と連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施</li> </ul>
<p><b>(6) 登録事業者</b></p> <p>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場における感染対策の実施</li> <li>・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施</li> </ul> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の指示により臨時に予防接種を実施</li> <li>・ 事業活動の継続</li> </ul>
<p><b>(7) 一般の事業者</b></p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行う。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小</li> <li>・ 多数の者が集まる事業を行う事業者は、感染防止のための措置を徹底</li> </ul>
<p><b>(8) 住民</b></p> <p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手</li> <li>・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施</li> </ul>

## 7 発生段階と緊急事態宣言

### (1) 国内及び地域における発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生前から、海外での発生、国内での発生、まん延を抑え小康状態に至るまでを、6つの発生段階に分類した。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ柔軟に対応する必要がある。本市における発生段階については、県が定めた発生段階に準じて次のとおりとし、その移行については、国と県が協議した上での県対策本部の判断に従うものとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する必要がある。

#### 市行動計画における発生段階の区分（県の行動計画に準ずる）

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	本県以外の国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画】・地域未発生期（本県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画】・地域発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画】・地域感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）

小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
-------	-------------------------------------

※県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

参考) 政府行動計画 (平成 25 年 6 月策定) における発生段階の区分

発 生 段 階	状 態
未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)</li> <li>・地域発生早期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)</li> </ul>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)</li> <li>・地域発生早期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)</li> <li>・地域感染期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)</li> </ul>
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## (2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、政府対策本部は、特措法に基づき期間・区域を示して、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行う。

市町村は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。なお、その際に行うこととなる主な対策は、「まん延の防止に関する措置」と「予防接種に関する措置」である。

## 8 行動計画の主要な5項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」及び「住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、行動計画は、その目標と活動を以下の5項目に分けて立案する。

また、政府対策本部長が県内を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針及び行動計画に基づき、必要に応じた措置を講じる。

### (1) 対策を実施するための体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に対応するため、発生段階に応じた危機管理組織を整備する。

新型インフルエンザ等の発生は生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、市においては、新型インフルエンザ等が発生した場合は危機管理部門と健康に関わる部門が中心となり全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

近隣市町村は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

### (2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）

新型インフルエンザ等の発生時には、検疫、医療等の各分野における施策の実施に当たって、国民一人一人が、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき、適切に行動することで、はじめて、まん延の防止が可能となる。

市町村は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

したがって、市は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努め、関係部局間での情報共有体制を整備する。また、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対

策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

さらに、県及び市は、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備する。

### (3) まん延の防止に関する措置

新型インフルエンザ等の感染拡大を止めることは困難であるが、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活・経済への影響を最小化することを目的として、適切な医療の提供と並んで、その流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するための、まん延防止対策を講じることが重要である。

まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

地域対策・職場対策としては、国内発生早期から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施することとなる。また、緊急事態宣言がされている場合においては、主に国内発生早期において、施設の使用制限等の要請等を行うこととなる。

個人における対策としては、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すこととなる。さらに、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行うこととなる。

### (4) 予防接種の実施

インフルエンザワクチンの予防接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な

範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

政府行動計画では、「特定接種」と「住民接種」という二つの予防接種が新型インフルエンザ等対策として規定されている。

※ 新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

※ 新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

## 1) 特定接種

### a 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

### b 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- (a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、特定接種の対象となり得る者として政府行動計画で整理された登録事業者、公務員のうち、本県に係るものは、本計画書末尾の[別表 特定接種の対象となり得る業種・職務について]（p44～50）のとおりである。

### c 接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。

### d 特定接種の登録

市は、県とともに、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。

### e 特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち、特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については国が、新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については所属する県又は市町村が実施主体となり接種を行う。

## 2) 住民接種

### a 臨時接種

緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に可能な限り多くの住民に接種するため、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による接種を行うこととなる。

この場合、原則として集団的接種により行うこととし、全住民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

### b 新臨時接種

新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合においても、住民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療や社会経済に深刻な影響を与えるおそれがある場合は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として予防接種を行うこととなる。

なお、接種費用は自己負担で実施するが、市町村は経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対し接種費用の減免措置を行うことができる。

### c 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

### 【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

住民接種の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- (a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）
- (b) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）



- (c) 成人・若年者
- (d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした考え方を踏まえ判断される。

#### d 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

### 3) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定するとされている。

#### 4) 医療関係者に対する要請

必要があると認めるときは、県は、特措法に基づき、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うこととされており、市は予防接種の実施に向けた体制整備に協力する。

#### 5) 予防接種による健康被害

接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、住民接種の場合は、市町村が給付を行う。

なお、接種した場所が居住地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に居住する市町村とする。

### **(5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

新型インフルエンザは、多くの住民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人のり患や家族のり患等により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の生活が維持できるよう、各行政機関や各医療機関、各事業者において、特措法に基づき事前に事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である。また、市町村は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、新型インフルエンザの流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある高齢者世帯、障害者世帯等への生活支援（安否確認、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）体制の整備を進める必要がある。

なお、新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。このため、個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。また、食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動をとることが求められる。

## 第3章 発生段階別の対応

未発生期（国内外ともに、新型インフルエンザ等による感染被害が発生していない状態）においては、平常時の対策として、情報収集等、発生時に備えた体制整備を行う。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっている。発生段階ごとの対策はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

また、個別の対策について、県から別途の要請があった場合には、これに協力する。

### 1 未発生期（国内・海外未発生）

新型インフルエンザ等が発生していない状態

#### （1）対策を実施するための体制

##### （1）－1 行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

##### （1）－2 体制の整備及び県との連携強化

市は、県、近隣の市町村と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する

#### （2）情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）

##### （2）－1 情報収集、情報提供等

市は、情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

県及び市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、住民へ継続的に分かりやすい情報提供を行う。

## （２）－２ 相談窓口の設置準備

県及び市は、新型インフルエンザ等発生時に住民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

## （３）まん延の防止に関する措置

### （３）－１ 感染対策の普及

市は、県、学校、事業者とともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。

## （４）予防接種の実施

### （４）－１ 予防接種

#### ① 特定接種の位置づけ

特定接種は、特措法第28条の規定に基づき予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法(第22条及び第23条を除く。)の規定を適用し実施する。

特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体として接種を実施する。

#### ② 特定接種の準備

市は、国が実施する登録事業者の登録業務及び、法第28条第4項の規定に基づき国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。

市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

#### ③ 住民接種の位置づけ

住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。

実施主体である市が接種を実施する対象者は、当該市の区域内に居住する者を原則とするが、これ以外にも、当該市に所在する医療機関に勤務する医

療従事者及び入院中の患者等も考慮する。

#### ④ 住民接種の準備

市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国、県及び比企医師会の協力を得ながら接種体制の構築を図る。

市は、住民接種に関する実施要領を参考に、あらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておくとともに、円滑な接種の実施のためにあらかじめ近隣市町村間で広域的な協定を締結するなど居住地以外の市町村における接種体制の構築を図る。

実施主体となる市は、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等に留意し、比企医師会等と連携の上、接種体制を構築する。

- a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- b. 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
- c. 接種に要する器具等の確保
- d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）

### （５）生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

#### （５）－１ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、まん延時における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておき、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

#### （５）－２ 火葬能力等の把握

市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、県と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

市は、都道府県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施につい

て調整を行う。その際、戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。

#### （5）－3 物資及び資材の備蓄等

市は、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、市の備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行う。

#### （5）－4 事業の継続

市は、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、自らの業務継続計画（BCP）を策定する。

## 2 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

### (1) 対策を実施するための体制

#### (1) - 1 体制の整備及び県との連携強化

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

### (2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）

#### (2) - 1 情報収集、情報提供等

市は、情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

県及び市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

また、情報入手が困難なことが予測される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報手段を講じる。

#### (2) - 2 相談窓口の設置

県及び市は、国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。

### (3) まん延の防止に関する措置

#### (3) - 1 感染対策の普及

市は、管内の住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。

### (4) 予防接種の実施

#### (4) - 1 予防接種

① 特定接種の実施

市は、国及び県と連携して、当該市の職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 特定接種の広報・相談

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

③ 住民接種の準備

市は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

市は、国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

## **（5）生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

### **（5）－1 遺体の火葬・安置**

市は、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。



### 3 国内発生期

本県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態

#### (1) 対策を実施するための体制

##### (1) - 1 体制の整備及び県との連携強化

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

##### (1) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、以下の対策を行う。

市は、国による緊急事態宣言がされているときは、特措法第34条と東松山市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく東松山市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

県又は市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

※なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することはできる。

#### (2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）

##### (2) - 1 情報収集、情報提供等

市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報提供に努めるとともに、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する。

また、情報入手が困難なことが予測される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報手段を講じる。

##### (2) - 2 相談窓口の設置

市は、新型インフルエンザ等に関する相談窓口の充実・強化を行う。

### (3) まん延の防止に関する措置

#### (3) - 1 感染対策の普及

市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

また、県内での発生に備え、学校・保育施設等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等についての連絡体制を確認する。

#### (3) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### ①不要不急の外出自粛要請の周知

特措法第45条第1項に基づき、県知事の要請に従って、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しない事や基本的な感染対策の徹底を周知する。ただし、通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な外出は、対象から除く。

##### ②学校等施設の使用制限の周知

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。）第11条に掲げる施設が、特措法第45条第2項に基づく使用制限の要請等要請等が行われたことを知らないままに住民が来訪することのないように、その旨を周知する。

### (4) 予防接種の実施

#### (4) - 1 予防接種

##### ①住民接種の実施（緊急事態宣言がされていない場合）

市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に規定する「新臨時接種」を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

<実施する際の留意点>

- a. 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

- b. 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することもできる。
- c. 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- d. 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問により接種する。
- e. 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

## ② 住民接種の広報・相談

市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。県の設置する相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法等、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

## ③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

### (4) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ① 住民に対する予防接種の実施

市は、住民に対し特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する「臨時接種」を実施する。

実施する際の留意点は国内発生期の項(緊急事態宣言がされていない場合)(P30)を参照。

#### ② 住民接種の広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まる
  - b. ワクチンの需要が極めて高い一方当初の供給が限られている
  - c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる
  - d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられ、そのための混乱も起こり得る
- これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意し、それぞれ分かりやすく伝える。
- a. 接種の目的や優先接種の意義等
  - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報
  - c. 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきか
- 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口等の連絡先等の周知を行う。

## **(5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

### **(5) - 1 要援護者対策**

市は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。(食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等)

### **(5) - 2 遺体の火葬・安置**

市は、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### **(5) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置**

生活関連物資等の価格の安定等

市は、県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

## 4 県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### (1) 対策を実施するための体制

#### (1) - 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、以下の対策を行う。

市は、国による緊急事態宣言がされているときは、特措法第34条と東松山市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく東松山市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

県又は市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

※なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することはできる。

### (2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）

#### (2) - 1 情報収集、情報提供等

市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、新型インフルエンザ等の地域内での発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。

また、情報入手が困難なことが予測される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報手段を講じる。

#### (2) - 2 相談窓口の設置

市は、新型インフルエンザ等に関する相談窓口の継続を行う。

### (3) まん延の防止に関する措置

#### (3) - 1 感染対策の普及

市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、学校等における感染予防策を徹底する。

#### (3) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### ①不要不急の外出自粛要請の周知

特措法第45条第1項に基づき、県知事の要請に従って、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しない事や基本的な感染対策の徹底を周知する。ただし、通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な外出は、対象から除く。

##### ②学校等施設の使用制限の周知

特措法施行令第11条に掲げる施設が、特措法第45条第2項に基づく使用制限の要請等要請等が行われたことを知らないままに住民が来訪することのないように、その旨を周知する。

### (4) 予防接種の実施

#### (4) - 1 予防接種

##### ①住民接種の継続（緊急事態宣言がされていない場合）

市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に規定する「新臨時接種」を継続し、引き続き接種に関する情報提供を行う。

##### <実施する際の留意点>

- a. 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- b. 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することもできる。

- c. 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- d. 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問により接種する。
- e. 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

## ② 住民接種の広報・相談

市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。県の設置する相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法等、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

## ③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

### (4) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (5) - 1 要援護者への生活支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

市は、県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見

回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### (5) - 2 遺体の火葬・安置

市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

#### (5) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

生活関連物資等の価格の安定等

市は、県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。



## 5 県内感染拡大期

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### （１）対策を実施するための体制

#### （１）－１ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、以下の対策を行う。

市は、国による緊急事態宣言がされているときは、特措法第34条と東松山市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく東松山市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

県又は市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

※なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することはできる。

### （２）情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）

#### （２）－１ 情報収集、情報提供等

市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、新型インフルエンザ等の地域内での発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。

また、情報入手が困難なことが予測される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報手段を講じる。

#### （２）－２ 相談窓口の継続

市は、新型インフルエンザ等に関する相談窓口の継続を行う。

### (3) まん延の防止に関する措置

#### (3) - 1 感染対策の普及

市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、学校等における感染予防策を徹底する。

患者対策として罹患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう継続して呼びかけをする。

市施設の閉鎖や市主催行事の中止又は延期を検討する。

市の事業継続計画（BCP）に基づき、業務や住民サービスを縮小する。

#### (3) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### ①不要不急の外出自粛要請の周知

特措法第45条第1項に基づき、県知事の要請に従って、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しない事や基本的な感染対策の徹底を周知する。ただし、通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な外出は、対象から除く。

##### ②学校等施設の使用制限の周知

特措法施行令第11条に掲げる施設が、特措法第45条第2項に基づく使用制限の要請等が行われたことを知らないままに住民が来訪することのないように、その旨を周知する。

### (4) 予防接種の実施

#### (4) - 1 予防接種

##### ①住民接種の継続（緊急事態宣言がされていない場合）

市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に規定する「新臨時接種」を継続し、引き続き接種に関する情報提供を行う。

<実施する際の留意点>

- a. 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- b. 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院

中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することもできる。

- c. 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- d. 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問により接種する。
- e. 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

## ② 住民接種の広報・相談

市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。県の設置する相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法等、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

## ③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

### （４）－２ 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## （５）生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### （５）－１ 要援護者対策

市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患

者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

### (5) - 2 遺体の火葬・安置

市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに遺体の搬送の手配等を実施する。

死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業のために必要となる人員等を直ちに確保する。

万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

### (5) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ①生活関連物資等の価格の安定等

市は、県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

#### ③遺体の火葬・安置

市は、国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け対応する。

市は、国から県を通じ行われる死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け対応する。

新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが

困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

#### ④要援護者対策

市は、国からの在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対策等を行う旨の要請を受け、対応する。

## 6 小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態  
大流行はいったん終息している状況

### (1) 対策を実施するための体制

#### (1) - 1 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

### (2) 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）

#### (2) - 1 情報収集、情報提供等

市は、国及び県等との情報共有体制を維持し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性についての情報提供と注意喚起を行う。

また、情報入手が困難なことが予測される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報手段を講じる。

#### (2) - 2 相談窓口等の体制の縮小

市は、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を縮小する。

### (3) まん延の防止に関する措置

#### (3) - 1 感染対策の普及

市は、流行の経過を踏まえ、第二波に備えて拡大防止策を見直し、改善に努める。

#### (3) - 2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

市は、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を随時縮小・中止する。

### (4) 予防接種の実施

#### (4) - 1 予防接種

##### ①住民接種の継続（緊急事態宣言がされていない場合）

市は、流行の第二波に備え、引き続き、国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に規定する「新臨時接種」を継続し、引き続き接種に関する情報提供を

行う。

＜実施する際の留意点＞

- a. 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- b. 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することもできる。
- c. 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- d. 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問により接種する。
- e. 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

## ② 住民接種の広報・相談

市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。県の設置する相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法等、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

## ③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

### （４）－２ 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

## **(5) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

### **(5) - 1 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止**

市は、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を随時縮小・中止する。



## 別表 特定接種の対象となり得る業種・職務について（県行動計画より）

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

### （１）特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

（A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型）

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

（注１） 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）の販売	(農林水産省) (経済産業省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業・精穀・製粉業 パン・菓子製造業・レトルト食品製造業・冷凍食品製造業・めん類製造業・処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLP ガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

**(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員**

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務  
(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

**区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務**

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	各市町村
市町村対策本部の事務	区分1	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県 市町村
地方議会の運営	区分1	県 市町村

**区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	(法務省)
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	県警察本部
救急 消火、救助等	区分1 区分2	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫 支援、緊急物資等の輸送、その他、第一線（部隊等）において 国家の危機に即応して対処する事務、自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	(防衛省)

**区分3：民間の登録事業者と同様の業務**

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（県、市町村）